

19 松介第 001549 号
令和元年 10 月 17 日
(事務連絡)

居宅介護支援事業所 御中

松阪市健康福祉部介護保険課

軽微な変更に係る居宅サービス計画書の利用者の同意のあり方について

表題の件について、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号。以下「基準省令」という。)第 13 条第 16 号では、居宅サービス計画を変更する際には、基準省令第 13 条第 3 号から第 12 号までに規定された居宅サービス計画作成に係る一連の業務を行うことを求めています。

一方で、基準省令の解釈通知(以下「解釈通知」という。)では、利用者の希望による軽微な変更を行う場合は、一連の業務を行わずに変更することを認めているものの、軽微な変更を行った居宅サービス計画書に対する利用者の同意のあり方に関する規定はありません。

この度、本市として軽微な変更に伴う居宅サービス計画書に係る利用者の同意のあり方について、別紙のとおり整理させていただきましたので、周知させていただきます。

別紙

「介護保健制度に係る書類・事務手続の見直し」に関するご意見への対応について（平成 22 年 7 月 30 日老介発 0730 第 1 号）では、介護保険制度に係る書類・事務手続について、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの指摘に対するアンケートの結果から早期に対応できるものについて見解を示し、その項目の一つとして「ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成）」が周知されたところです。

これらの経緯を踏まえ、書類作成や事務手続きの煩雑化を防ぎ、関係者の負担軽減を図ることを目的として、軽微な変更に係る居宅サービス計画書に係る利用者の同意のあり方を整理させていただきました。

なお、あくまで負担軽減に資することを目的に整理させていただいたことから、各事業所で取り組まれている事務の見直しを求めるものでないことを申し添えます。

(1) 軽微な変更に係る記録要件

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号）別紙 1 第 5 表（居宅介護支援経過）に、次の項目（①から⑤）に関する軽微な変更に係る記録を行うものとします。

①軽微な変更を行う理由

②変更年月日

③変更内容

④利用者又はその家族に説明を行った年月日、その相手方

⑤軽微な変更に対して同意を得た年月日、その相手方

(2) 署名（利用者自筆）又は捺印要件

書類作成や事務手続きの煩雑化を防ぎ、関係者の負担軽減を図ることを目的として、軽微な変更に係る居宅サービス計画書の利用者の同意のあり方について整理したこと、及び基準省令や解釈通知などに明確な規定が見受けられないことから、利用者もしくはその家族から軽微な変更に係る同意を得るための署名（利用者自筆）又は捺印をいただくための業務を求めないこととします。